【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第73期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	佐藤食品工業株式会社
【英訳名】	SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　上 田 正 博
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
【電話番号】	(0568)77―7316(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理部長　　大 津 新 司
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
【電話番号】	(0568)77―7316(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理部長　　大 津 新 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 中間会計期間	第73期 中間会計期間	第72期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(千円)	3,419,959	3,655,628	6,832,521
経常利益	(千円)	449,478	748,984	907,776
中間(当期)純利益	(千円)	390,710	510,642	736,497
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	16,154,920	14,754,920	14,754,920
純資産額	(千円)	19,437,911	21,596,243	20,202,593
総資産額	(千円)	21,743,232	24,818,271	22,903,762
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	49.83	71.07	97.32
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
１株当たり配当額	(円)	22.00	13.00	50.00
自己資本比率	(%)	89.4	87.0	88.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	371,465	600,229	1,099,042
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,252,472	△477,242	△1,381,652
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△687,144	△103,546	△996,803
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	8,154,381	8,462,558	8,443,118

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．当社は、2026年１月１日付で普通株式１株につき普通株式0.1株の割合で株式無償割当てを行っております。第72期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して、１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
４．当社は、2026年９月16日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
５．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
６．「株式給付信託（J-ESOP）」を導入したことに伴い、１株当たり中間（当期）純利益の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
７．信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、１株当たり中間（当期）純利益の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(１)財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、賃金の増加や雇用情勢の改善により個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、回復基調で推移いたしました。一方で、継続的な物価上昇による消費者マインドの低下に加え、全国各地で発生している自然災害や金融資本市場の変動、中東情勢の緊迫化による景気の下振れが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

海外経済につきましては、中国経済の先行き懸念、中東情勢を始めとする地政学リスクの高まりなどから、予断を許さない状況が続いております。

当社といたしましては、主要原材料である茶葉原料を始めとする原材料及びエネルギーコストの動向に注視しつつ、安全・安心な原材料の安定調達や、製品の安定供給を維持するとともに、独自性・優位性を明確にした新製品開発や、技術開発力の向上を目的として新製法などを用いた製品開発に積極的に挑戦してまいりました。

このような状況のもと、当社の当中間会計期間における売上実績は、茶エキスを中心に堅調に推移いたしました。

茶エキスにつきましては、紅茶エキス等が減少したものの、麦茶エキス・緑茶エキス等が増加したため、売上高は 1,688百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末鰹節・粉末魚介等が減少したものの、粉末昆布・粉末椎茸等が増加したため、売上高は 1,036百万円（同 12.7%増）となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス等が増加したため、売上高は 481百万円（同 1.3%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、鰹節エキスが減少したものの、昆布エキス等が増加したため、売上高は 400百万円（同 8.6%増）となりました。

粉末酒につきましては、ブランデータイプ等が減少したものの、ワインタイプ等が増加したため、売上高は 46百万円（同 1.0%増）となりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は 3,655百万円（同 6.9%増）となり、前年同期に比べ 235百万円増加しました。

利益面につきましては、売上高の増加により営業利益は 583百万円（同 56.7%増）、経常利益は 748百万円（同 66.6%増）となりました。また、法人税等 236百万円（同 31.4%増）を計上したため、中間純利益は 510百万円（同 30.7%増）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

②財政状態

当中間会計期間末における資産合計は 24,818百万円となり、前事業年度末に比べ 1,914百万円増加しました。

流動資産については 11,572百万円となり、前事業年度末に比べ 206百万円増加しました。主に、売上債権が 84百万円、棚卸資産が 37百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については 13,245百万円となり、前事業年度末に比べ 1,708百万円増加しました。主に、投資有価証券が 1,903百万円増加したことによります。

負債合計は 3,222百万円となり、前事業年度末に比べ 520百万円増加しました。

流動負債については 1,761百万円となり、前事業年度末に比べ 106百万円増加しました。主に、未払法人税等が 166百万円増加したことによります。

固定負債については 1,460百万円となり、前事業年度末に比べ 414百万円増加しました。主に、繰延税金負債が 441百万円増加したことによります。

純資産合計は 21,596百万円となり、前事業年度末に比べ 1,393百万円増加しました。主に、配当金の支出により 108百万円減少したものの、中間純利益 510百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が 959百万円増加したことによります。

(２)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ 19百万円増加し、8,462百万円となりました。

なお、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、600百万円（前中間会計期間は 371百万円の増加）となりました。これは主に、税引前中間純利益 746百万円及び、減価償却費 128百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、477百万円（前中間会計期間は 1,252百万円の減少）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出 502百万円及び、有形固定資産の取得による支出 161百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は、103百万円（前中間会計期間は 687百万円の減少）となりました。これは主に、配当金の支払額 108百万円によるものであります。

(３)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(４)研究開発活動

当中間会計期間の研究開発費の総額は 83百万円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

３ 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(１)【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,754,920	14,754,920	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 であります。
計	14,754,920	14,754,920	―	―

(２)【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(３)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年９月16日(注)	7,377,460	14,754,920	―	3,672,275	―	3,932,375

(注)　株式分割（１：２）によるものであります。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
横浜冷凍株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目３番３号	1,274	16.42
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番５号	858	11.07
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋１丁目４番地10	681	8.78
湯原善衛	愛知県瀬戸市	344	4.44
湯原幸子	愛知県瀬戸市	334	4.31
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	329	4.25
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦３丁目19番17号	313	4.04
株式会社あいち銀行	愛知県名古屋市中区栄３丁目14番12号	305	3.93
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町８丁目26番地	300	3.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	234	3.03
計	―	4,975	64.14

(注) １．上記の他、当社所有の自己株式 6,997千株があります。
２．当社は「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式329千株を保有しております。同信託Ｅ口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。
３．当社は信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が当社株式 216千株を保有しております。同信託口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,997,700	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,721,900	77,219	同上
単元未満株式	普通株式 35,320	―	―
発行済株式総数	14,754,920	―	―
総株主の議決権	―	77,219	―

(注)１．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式 329,820株（議決権の数 3,298個）及び、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式 216,796株（議決権の数 2,167個）が含まれております。なお、当該株式は、財務諸表において自己株式として表示しております。

２．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 78株が含まれております。

３．当社は、2026年９月16日付で普通株式１株につき、２株の割合で株式分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地	6,997,700	―	6,997,700	47.43
計	―	6,997,700	―	6,997,700	47.43

(注)１．「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式 329,820株及び、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式 216,796株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

２．当社は、2026年９月16日付で普通株式１株につき、２株の割合で株式分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,443,118	8,462,558
受取手形及び売掛金	1,166,972	1,251,313
製品	738,234	741,822
仕掛品	507,778	547,670
原材料及び貯蔵品	420,854	415,260
その他	89,398	154,262
貸倒引当金	△364	△391
流動資産合計	11,365,993	11,572,497
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,232,764	1,221,663
機械及び装置（純額）	734,483	977,564
土地	2,645,444	2,645,444
建設仮勘定	296,019	5,090
その他（純額）	100,743	93,046
有形固定資産合計	5,009,455	4,942,809
無形固定資産	15,083	15,023
投資その他の資産		
投資有価証券	6,171,421	8,074,529
破産更生債権等	1,408,225	1,408,205
その他	341,809	213,411
貸倒引当金	△1,408,225	△1,408,205
投資その他の資産合計	6,513,230	8,287,941
固定資産合計	11,537,769	13,245,773
資産合計	22,903,762	24,818,271

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	370,468	358,591
短期借入金	※ 670,000	※ 670,000
未払金	242,945	104,152
未払法人税等	100,328	266,889
賞与引当金	100,110	149,410
その他	171,270	212,264
流動負債合計	1,655,121	1,761,307
固定負債		
従業員株式給付引当金	117,891	125,614
役員株式給付引当金	106,446	81,359
役員退職慰労引当金	14,580	5,440
繰延税金負債	751,480	1,192,657
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	1,046,047	1,460,720
負債合計	2,701,169	3,222,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	3,932,375	3,932,375
利益剰余金	13,816,481	14,218,517
自己株式	△3,370,923	△3,338,693
株主資本合計	18,050,207	18,484,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,152,385	3,111,769
評価・換算差額等合計	2,152,385	3,111,769
純資産合計	20,202,593	21,596,243
負債純資産合計	22,903,762	24,818,271

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
売上高	3,419,959	3,655,628
売上原価	2,583,059	2,630,172
売上総利益	836,899	1,025,456
販売費及び一般管理費	※ 464,301	※ 441,708
営業利益	372,598	583,747
営業外収益		
受取利息	9,297	14,655
有価証券利息	9,377	16,119
受取配当金	59,008	76,906
保険解約返戻金	－	60,105
貸倒引当金戻入額	30	20
その他	5,285	3,600
営業外収益合計	82,999	171,407
営業外費用		
支払利息	4,234	6,063
自己株式取得費用	1,798	－
その他	87	107
営業外費用合計	6,119	6,170
経常利益	449,478	748,984
特別利益		
受取損害賠償金	18,281	－
固定資産受贈益	123,800	－
特別利益合計	142,081	－
特別損失		
損害賠償金	401	1,967
固定資産除却損	20,612	137
特別損失合計	21,013	2,104
税引前中間純利益	570,545	746,879
法人税等	179,835	236,237
中間純利益	390,710	510,642

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	570,545	746,879
減価償却費	123,990	128,806
貸倒引当金の増減額（△は減少）	66	6
賞与引当金の増減額（△は減少）	58,040	49,300
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	－	△9,140
従業員株式給付引当金の増減額（△は減少）	5,075	7,723
役員株式給付引当金の増減額（△は減少）	7,590	△25,086
保険解約損益（△は益）	△2,896	△59,539
受取利息及び受取配当金	△77,684	△107,681
支払利息	4,234	6,063
有形固定資産除却損	20,612	137
固定資産受贈益	△123,800	－
受取損害賠償金	△18,281	－
損害賠償金	401	1,967
売上債権の増減額（△は増加）	△238,640	△84,340
棚卸資産の増減額（△は増加）	13,176	△37,472
未収消費税等の増減額（△は増加）	5,981	－
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△64,096	△33,911
仕入債務の増減額（△は減少）	31,511	△11,877
未払金の増減額（△は減少）	△36,350	△38,525
未払費用の増減額（△は減少）	12,412	12,074
未払消費税等の増減額（△は減少）	40,132	22,849
破産更生債権等の増減額（△は増加）	10	20
その他の流動負債の増減額（△は減少）	7,255	1,915
小計	339,288	570,168
利息及び配当金の受取額	70,124	103,947
利息の支払額	△4,260	△6,233
損害賠償金の受取額	11,406	－
損害賠償金の支払額	△401	△2,132
法人税等の支払額	△44,691	△65,520
営業活動によるキャッシュ・フロー	371,465	600,229

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△103,604	△161,979
無形固定資産の取得による支出	△2,197	△750
投資有価証券の取得による支出	△1,107,400	△502,450
長期前払費用の取得による支出	△32,399	△9,810
その他の支出	△13,249	△6,074
その他の収入	6,378	203,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,252,472	△477,242
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△599,450	△899
自己株式の売却による収入	－	5,910
配当金の支払額	△87,694	△108,557
財務活動によるキャッシュ・フロー	△687,144	△103,546
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,568,151	19,440
現金及び現金同等物の期首残高	9,722,532	8,443,118
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 8,154,381	※ 8,462,558

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、2022年11月４日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を2022年11月25日より導入しております。

（１）本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数に応じたポイントを、加えて管理職には管理職ポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を付与します。管理職を含めた従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度に係る当中間会計期間末の負担見込額については、従業員株式給付引当金として計上しております。

（２）本信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。本信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度 242,817千円、332,420株、当中間会計期間 240,918千円、329,820株であります。

なお、2026年９月16日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して前事業年度の自己株式数を記載しております。

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入）

当社は、2024年５月24日開催の取締役会決議において、取締役（社外取締役を除く、以下、本項目において同じ。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2024年９月６日より本制度を導入しております。

なお、本制度の導入に関する議案については 2024年６月25日開催の第70期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において承認可決されております。

（１）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。本制度に基づく当社株式の交付は、本株主総会終結日の翌日から 2031年６月の定時株主総会終結までの７年間の間に在任する取締役及び、「株式報酬型ストックオプション」としての新株予約権で未行使のものを放棄した取締役に対して行われます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度に係る当中間会計期間末の負担見込額については、役員株式給付引当金として計上しております。

（２）本信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。本信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は前事業年度 237,815千円、249,480株、当中間会計期間 206,659千円、216,796株であります。

なお、2026年９月16日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して前事業年度の自己株式数を記載しております。

(中間貸借対照表関係)

※　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	670,000千円	670,000千円
差引額	1,630,000千円	1,630,000千円

(中間損益計算書関係)

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
試験研究費	85,228千円	83,210千円
給与手当	84,499千円	73,295千円
荷造・運搬費	55,891千円	57,173千円
役員報酬	42,210千円	38,340千円
賞与引当金繰入額	28,580千円	26,300千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	8,154,381千円	8,462,558千円
現金及び現金同等物	8,154,381千円	8,462,558千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月24日 定時株主総会	普通株式	87,687	22.00	2025年３月31日	2025年６月25日	利益剰余金

(注)　2025年６月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が保有する当社株式に対する配当金 3,401千円及び、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金 2,494千円が含まれております。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月７日 取締役会	普通株式	78,975	22.00	2025年９月30日	2025年12月５日	利益剰余金

(注)　2025年11月７日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が保有する当社株式に対する配当金 3,324千円及び、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金 2,494千円が含まれております。

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月24日 定時株主総会	普通株式	108,607	28.00	2026年３月31日	2026年６月25日	利益剰余金

(注)　2026年６月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が保有する当社株式に対する配当金 4,653千円及び、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金 3,492千円が含まれております。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月６日 取締役会	普通株式	100,842	13.00	2026年９月30日	2026年12月４日	利益剰余金

(注)　2026年11月６日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が保有する当社株式に対する配当金 4,287千円及び、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金 2,818千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

区分	金額(千円)
茶エキス	1,607,484
粉末天然調味料	920,045
植物エキス	475,311
液体天然調味料	369,007
粉末酒	45,585
その他	2,524
顧客との契約から生じる収益	3,419,959
一時点で移転される財	3,419,959
一定の期間にわたり移転される財	―
顧客との契約から生じる収益	3,419,959

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

区分	金額(千円)
茶エキス	1,688,063
粉末天然調味料	1,036,867
植物エキス	481,430
液体天然調味料	400,696
粉末酒	46,020
その他	2,550
顧客との契約から生じる収益	3,655,628
一時点で移転される財	3,655,628
一定の期間にわたり移転される財	―
顧客との契約から生じる収益	3,655,628

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益	49円83銭	71円07銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	390,710	510,642
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純利益(千円)	390,710	510,642
普通株式の期中平均株式数(株)	7,841,052	7,185,034

(注) １．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2026年１月１日付で普通株式１株につき普通株式0.1株の割合で株式無償割当てを行っております。前事業年度の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して、１株当たり中間純利益を算定しております。

３．当社は、2026年９月16日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間純利益を算定しております。

４．「株式給付信託（J-ESOP）」を導入したことに伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式は、１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託Ｅ口が保有する当社株式の期中平均株式数は、前中間会計期間は336,303株、当中間会計期間は 331,028株であります。

５．信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、前中間会計期間は249,480株、当中間会計期間は 241,279株であります。

２ 【その他】

(１)中間配当

第73期（2026年４月１日から2027年３月31日まで）中間配当について、2026年11月６日開催の取締役会において、2026年９月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

①	配当金の総額	100,842千円
②	１株当たりの金額	13円00銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2026年12月４日

(２)重要な訴訟事件等

①当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役６名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告２名についてはその内の３億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年５分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告６名のうち２名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告４名のうち２名に対しては、当社の請求どおり、３億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年１月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの２名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった２名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月９日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年３月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同２名は、2013年４月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、2013年10月１日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同２名のうち１名については、東京地方裁判所より2018年１月17日付けで破産手続開始決定、2018年６月８日付けで破産手続廃止決定、2018年６月８日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同２名のうちの他の１名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

②株式会社ＭＡＧねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社ＭＡＧねっと。以下、「ＭＡＧねっと」といいます。）および株式会社ＡＳＡ（当時の商号は、株式会社ＫＥホールディングス。以下「ＡＳＡ」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年１月16日、株式会社ＳＦＣＧ（以下、「ＳＦＣＧ」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本ＣＰ」といいます。）を引き受けた際、同日付けでＭＡＧねっとおよびＡＳＡから本ＣＰに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、ＳＦＣＧが2009年２月23日、東京地方裁判所民事第20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本ＣＰに係る償還債務全額についてＳＦＣＧが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるＭＡＧねっとおよびＡＳＡに対し、2009年２月26日、本ＣＰに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年４月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（ＭＡＧねっとおよびＡＳＡ）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第４民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年６月30日、ＭＡＧねっとが同日提出した有価証券報告書によって、ＭＡＧねっとが2015年３月期決算に続いて2016年３月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、ＭＡＧねっと株式を2016年８月１日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、ＭＡＧねっと株式は、2016年８月１日付けで上場廃止となりました。

また、ＳＦＣＧは東京地方裁判所民事第20部より2009年２月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年３月24日に同裁判所はＳＦＣＧの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年４月21日に破産手続開始決定をしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はＳＦＣＧの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

佐藤食品工業株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水谷　洋隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷　光尋

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの第73期事業年度の中間会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。